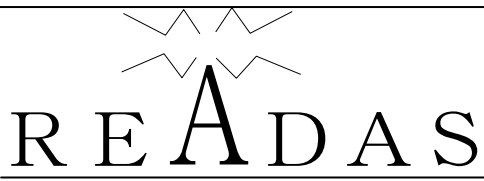


第 4784 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 8月 2日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 塾代助成事業における利用券の取扱い

Q：大阪市で行われている塾代助成事業における利用券(バウチャー)は、所得税上、どのように取り扱われますか？

A：非課税所得となります。

【解説】

大阪市では、「大阪市塾代助成事業」を平成24年9月から西成区において試行実施しており、平成25年12月から全市域において実施することとしています。

助成事業は、大阪市が認定した生徒の保護者に対して、学校外教育サービスを利用することができるバウチャー(1ヶ月当たり1万円を限度に使用できる利用券)を交付するというもので、次のような内容になっています。

- ①バウチャーの交付申請は、申請書及び必要書類を大阪市に提出する。
 - ②大阪市は、審査の上適当と認めた者に対し、バウチャーを交付する。
 - ③利用生徒は、学校外教育サービスを受けた際にその対価をバウチャーで支払う。
 - ④参画事業者は、生徒から受け取ったバウチャーの額の9割相当額を大阪市に請求する。
 - ⑤参画事業者からの請求に基づき、大阪市はその費用を支払う。
 - ⑥バウチャーの1か月当たりの使用上限額は1万円で、当該月以外は使用不可である。
 - ⑦バウチャーの交付を受けた保護者又は生徒が不正支給を受けていた場合は、その費用を大阪市に返還しなければならない。
- 利用券は学資に充てるためのもので非課税とされています。

